

答 申

第 1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が非公開とした、上場企業の株式銘柄は、公開すべきである。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

異議申立人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成20年5月12日付けで、実施機関に対し、「岐阜県が所有する株式（銘柄・株数・取得金額）に係るすべての公文書」の公開を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、これに対し、総務部財政課が保有する、岐阜県保有株式一覧（以下「本件対象公文書」という。）を特定した上で、平成20年5月20日付けで、本件対象公文書に記載のある上場企業に対して、本件対象公文書の公開について、条例第14条第1項の規定による意見聴取を行ったところ、同月23日付けで、上場企業一社から、「銘柄と株数」について、「公開されると支障を生じる」との回答を得た。

実施機関は、本件対象公文書中、上場企業の株式銘柄について、条例第6条第6号に該当するとして非公開とし、その他の部分については公開することとする公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年6月10日付け財第150号により異議申立人に通知するとともに、意見聴取を行った上場企業に対しては、当該上場企業から公開されると支障を生じると回答された情報のうち、株数については公開することとした旨の通知及び当該決定に対し不服申立てをすることができる旨等の教示を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成20年7月16日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張する異議申立ての理由は、以下のとおりであり、意見書等の提出はされていない。

(1) 岐阜県保有の株式は、県民の税金で取得したものであり、県民の財産である。

(2) 県民の財産ならば、すべての保有株式の内容を県民に公開するのは当然である。

(3) 上場株式の非公開決定は、県民の知る権利を侵害するものである。

第 4 実施機関の主張

実施機関が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

対象公文書は、株式売却の検討に用いるため作成した岐阜県保有株式一覧であり、岐阜県が所有する株式に関する銘柄、株数及び取得金額が記載されており、異議申立人の請求の趣旨と合致するものである。

2 本件処分について

実施機関が本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書において前記第3の2(1)から(3)までの理由を挙げ、本件処分の取り消しを求めている。

実施機関は、第3の2(1)については概ね認め、(2)及び(3)について争う。

異議申立人の主張する知る権利は、憲法第21条により保障されるが、その権利性は抽象的なものであり、具体的な公文書等の開示請求権は、それを具体的に定めた法律・条例によって初めて認められるものであり、しかもその法律・条例に定められた要件のもとに認められる権利である。

県の保有する公文書についての公文書公開請求権は、岐阜県情報公開条例によって規定されている。そして、条例は公文書の公開について原則公開としながらも、非公開情報が記載されている場合はそれを除いて公開すること(条例第6条本文)や個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮を求めている(条例第3条後段)など、公文書公開という公益と個人や法人等の団体の権利利益等との調和を図っているといえる。

(2) 条例第6条第6号該当性について

ア 条例第6条第6号の趣旨について

条例第6条第6号は、いわゆる事務事業情報といわれ、県又は国等の事務事業の適正な遂行を確保するため、公文書を公開することにより、当該事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている公文書については、公開しないことを定めたものとされる。

イ 株式取引における情報の重要性と株価への影響について

株価は需要と供給に基づいて決定されるが、株式の取得・売却の動機付けは、当該株式銘柄の企業に係る情報が大きな役割を果たす。

例えば、ある企業が現在不治の病とされている病気を治癒することのできる薬を発明したとする情報は、投資家等が当該企業の株式を取得する動機付けとなり、結果的に当該企業の株価上昇につながる。金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第158号において、相場の変動を図る目的をもって、風説を流布することが禁じられているのも情報が株価変動に大きな役割を果たすことの顕れである。

ウ 条例第6条第6号該当性について

本県で所有する株式の中には、上場企業の株式も含まれるところ、これらの株式銘柄が公開されれば、既知の事実となっている平成20年度当初予算として歳入計上した県所有株式売却額と結びつき、県が所有する上場企業の株式を売却する情報となることは必定である。つまり、上場企業の株式銘柄を公開することは、当該企業の株式市場への供給が増えることを意味し、株価下落に結び付く。その結果、県の売却額が下落し、十分な歳入が確保できないおそれが生じることは明らかである。

実施機関は、歳入額が減少すれば、それに見合う歳出額も削減を余儀なくされるという実質的な支障を条例第6条第6号ロに規定する「県の財産上の利益を不当に害する」として捉え、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、岐阜県保有株式一覧であり、岐阜県が所有する株式に関する銘柄、株数及び取得金額が記載されている。

2 本件処分に係る具体的な判断について

異議申立人は、上場企業の株式銘柄は条例第6条第6号に規定する非公開情報に該当しない旨主張していると考えられるので、本件対象公文書における同号の該当性について、以下のとおり判断する。

(1) 条例第6条第6号について

ア 条例第6条第6号の趣旨

条例第6条第6号本文は、県の機関又は国等の事務事業の適正な遂行を確保するため、公文書を公開することにより、当該事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報が記載されている公文書については、公開しないことを定めたものである。さらに、行政運営に係る情報は、本来公開されなければならないことから、本号の適用には情報の公開による事務事業の適正な遂行に対する支障が「著しい」ものに限定されており、支障が軽微なものである場合には、当該公文書は公開されるべきとするものである。

また、事務事業に及ぼす支障の有無については、当該事務の内在的性格に照らして判断するものであり、「適正」の要件判断については公開のもたらす支障と利益を比較衡量しなければならない。「支障」の程度も名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されている。

イ 条例第6条第6号該当性について

実施機関は、上場企業の株式銘柄について、公開することによって、既知の事実となっている平成20年度当初予算として歳入計上した県所有株式売却額と結びつき、県が所有する上場企業の株式を売却する情報となり、当該上場企業の株価下落を招来させ、結果的に「県の財産上の利益を不当に害する」と主張する。

確かに、株式市場において企業に関する情報は重要であり、特定の情報が企業の株価に影響を与えることは、経験則上明らかであるといえる。また、一般的に自己の所有する株式を売却しようとする際に、その株式銘柄についてわざわざ公開して売却を行うことは考えにくい。

しかし一方で、売却予定の株式銘柄の公開が、どの程度当該企業の株価に影響を与えるかは判然としない。この点、実施機関は金融関係機関等に対して意見照会を行っているが、金融関係機関等からの回答は「株価下落の蓋然性は不明であるが、一般的には株式売却情報が公にされれば、株価に影響を与える。」といった程度のものであり、株式銘柄の公開が必然的に株価下落につながるとまでは言い切れない。

また、実施機関によると、株式の売却については、他の歳入手段等も考慮して最終的に判断するとのことであり、売却する銘柄、量、時期及び売却の手法等について明確にされていないため、本件対象公文書を公開することで、県の財産上の利益を不当に害する蓋然性が十分に立証されているとは言えない。売却する銘柄、量、時期及び売却の手法が明確にされていない以上、流動的な株式市場において公開された上場企業の株価が一時的に下落したとしても、その後に株価が上昇する可能性

もあり、売却の手法によっては株価の下落を回避できる可能性も否定できず、必ずしも本件対象公文書を公開することで県の財産を不当に害するとまでは言い切れない。

本件処分において争われている県が所有する上場企業の株式銘柄に関する情報は、県の財産に関する情報であり、この点実施機関も争っていない。本来、県の財産に関する情報については、できる限り公開することが県の県民に対する説明責任にも適うことであり、県が所有する上場企業の株式銘柄についても、本来公開すべき情報であるといえる。

このような本来公開とすべき情報が非公開情報であるとするには、本件対象公文書を公開することで歳入確保という県の事務事業の適正な遂行に著しい支障が生じることの具体的な主張が必要であるところ、この点についての実施機関の主張は、なお十分であるとはいいがたい。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成20年7月29日	・実施機関から諮問を受けた。
平成20年8月13日	・実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成20年8月18日	・異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成20年9月10日 (第81回審査会)	・諮問事案の審議を行った。
平成20年10月28日 (第82回審査会)	・実施機関から口頭意見陳述を受けた。 ・諮問事案の審議を行った。
平成20年11月26日 (第83回審査会)	・諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	小森 正悟	弁護士	
	羽田野晴雄	税理士	
会 長	森川 幸江	弁護士	
	山田 洋一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

(五十音順)